

営業届出制度の創設について

① 営業届出制度の創設

許可業種（改正後 32 業種（別添参照））と届出対象外業種以外の業種について、すべて届出対象となる。

<届出対象外業種>

1. 食品又は添加物の輸入をする営業
2. 食品又は添加物の貯蔵又は運搬業（冷凍・冷蔵の貯蔵業は除く）
3. 常温包装品の販売業
4. 器具・容器包装の製造業（合成樹脂のものは除く）
5. 器具・容器包装の輸入又は販売業

⇒これまで許可が必要ではなかった野菜や果物の販売等も届出が必要になる。

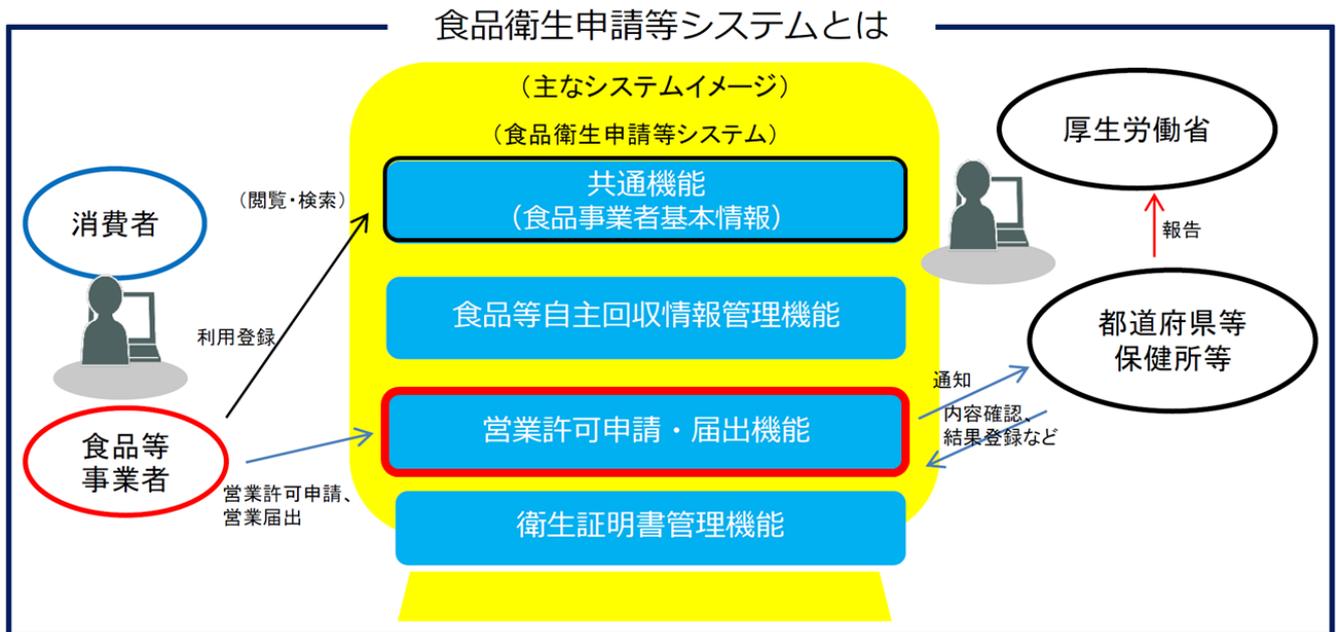
本改正により許可業種から届出業種に変更になった業種については届出不要。

② 届出方法

申請は食品衛生申請等システム（国が開発中）を用いて、原則事業者自らが行う。

⇒申請～受理までがシステム内で完結するため、保健所への来所が不要になる。

*システムを用いて申請できない場合は、管轄の保健所に営業届を提出。



③ 届出時期

1. 令和3年5月末時点ですでに営業を行っている場合
令和3年11月末までに届出が必要（半年間の経過措置による）。
2. 令和3年6月1日以降に営業を始める場合
営業を始める際に届出が必要。